

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンボンド・フレームワーク評価結果を公表します。

三重県

グリーンボンド・フレームワーク

新規

総合評価

Green 1(F)グリーン性評価
(資金使途)**g1(F)**管理・運営・
透明性評価**m1(F)**

発行体

三重県

評価対象

みえグリーンボンド・フレームワーク

評価の概要

▶▶▶1. 三重県の概要

三重県は、南北に長く、海岸線や地形・地質が多様性に富んでいる。気候は地域的変化が著しく、尾鷲市や熊野市の山地では、年間降水量が4,000mmを超えることもある。多様で変化に富む地形や気候によって、多様な植物の生育を観測することができる。三重県の山地及び丘陵地は、主に森林性有機質土の土壌で覆われており、これを利用して、各地でスギ・ヒノキを中心とした林業が盛んに行われている。山麓部の平坦地には、広く黒ボク土の土壌がみられ、耕地として活用されており、鈴鹿山麓のサツキをはじめとする花や植木などの生産額は、全国でも上位を占めている。河川の氾濫のくり返しにより形成された低地部や河口付近では、軟弱な粘性土や緩い砂が厚い軟弱層を形成している。また、沖積層により形成された平野では、主に水田として利用され、稲が栽培されている。三重県の海岸線の総延長は約1,080 kmとなっており、伊勢市二見町の神前岬を境に伊勢湾沿岸と熊野灘沿岸にその特性が分かれている。伊勢湾は、遠浅で底土は肥養分に富み、良好な海藻の繁茂地となっていることから、主に海苔養殖が行われている。伊勢湾に流れ込む複数の河川上流部の水質は良好で、特に宮川水系はBOD値による河川の水質調査で全国1位（平成16（2004）年）と

なっている。熊野灘に面する海岸は、志摩半島を中心としたリアス式海岸や七里御浜に代表される美しい海岸線を形成しており、牡蠣、あわびや真珠の養殖、入り江には漁港などが点在し水産業が活発である。

多様な自然からの恩恵を受けた産業を有している一方、自然災害の激化は、三重県にも大きな影響を及ぼしている。紀伊半島大水害以降も、平成 29 (2017) 年台風第 21, 22 号、平成 30 (2018) 年台風第 21 号、令和元 (2019) 年台風第 9 号等の大型台風の襲来は、各地に甚大な被害をもたらした。また、南海トラフ地震の発生確率が引き上げられるなど、気候変動への適応に向けた対応が急務となっている。

三重県の産業構造は、全国比で第二次産業の割合が高く、「ものづくり」が盛んな県であるといえる。三重県は戦後高度経済成長期に産業集積した四日市において深刻な公害問題が発生し、それを官民環境規制や低減の努力を官民挙げて行ったことにより克服してきた歴史を有している。三重県は、令和 4 年度に長期ビジョン「強じんな美し国ビジョンみえ」及び中期の戦略計画「みえ元気プラン」を策定した。これらビジョン・プランに基づく政策展開を後押しする民間資金の導入を環境面から考えた場合に、環境保全・環境負荷低減などの政策の重要性はもとより、脱炭素の動きに対応し、産業構造の変化への対応や再生可能エネルギーの導入等による県内産業の振興・地域経済の活性化を図る「ゼロエミッションみえ」プロジェクトの推進も重要な取り組みである。なお、「ゼロエミッションみえ」プロジェクトの取り組みは、「みえ元気プラン」において、今後一層加速させていく取り組み「7つの挑戦」の一つに位置付けられている。

▶▶▶ 2. 三重県の地球温暖化を始めとする環境全般に対する取り組み

三重県は、令和 2 (2020) 年に策定された環境基本計画において、令和 12 (2030) 年度を目標年度とし、目指すべき姿としては、脱炭素社会を見据えた「Ⅰ 低炭素社会」、「Ⅱ 循環型社会」、「Ⅲ 自然共生社会」、「Ⅳ 生活環境保全が確保された社会」の構築を目標として掲げている。これらの目標達成のための施策を通じ、同県では環境、経済、社会の統合的向上が図られた持続可能な社会の実現を目指している。

平成 28 (2016) 年から令和 12 (2030) 年までを対象期間とした「三重県新エネルギービジョン改定版 (令和 5 年 3 月)」では、長期目標：令和 12 (2030) 年度までに、一般家庭で消費されるエネルギーの約 104.6 万世帯に相当する「新エネルギー」を県内に導入すること、また、中期目標：令和 8 (2026) 年度までに、一般家庭で消費されるエネルギーの約 94.0 万世帯に相当する「新エネルギー」を県内に導入することを掲げている。

令和元 (2019) 年 12 月には、「ミッションゼロ 2050 みえ～脱炭素社会の実現を目指して～」を宣言、行政・教育・企業など 16 団体が共同で推進チームを結成し、取り組みを進めている。令和 2 (2020) 年 3 月には、三重県環境基本計画の改定も 2 年前倒しで行った。新たな計画では、SDGs の考え方をふまえ、環境、経済、社会の統合的向上が図られた持続可能な社会「スマート (SMART) 社会みえ」を、県民、事業者、環境保全に関わる団体、市町の人々との連携・協創により実現することを目指している。

さらに、気候変動への取り組みを一層加速化するため、令和 5 (2023) 年 3 月には「三重県地球温暖化対策総合計画」を改定し、2030 年度の県域における温室効果ガス排出量の削減目標を 2013 年度比で 47%、県の事務事業の実施により排出される温室効果ガスの削減目標を 52%に引き上げ

るとともに、目標達成に向けた取り組みと県、市町、県民及び事業者等のそれぞれの役割を提示している。

三重県がみえ県民カビジョン策定時に実施したアンケートでは、県民は街づくり、地域振興、環境美化・自然保護・リサイクル運動など環境保全の活動に最も関心が高く、特に大学生の35.7%が環境保全の活動に関心があると回答するなど、県民の環境に対する意識が高いことが同県の特徴ともいえる。三重県では、グリーンボンドの発行によって、県民参加型の環境保全活動の一層の推進のみならず、県民力の向上ならびに産業振興に資することを目指している。

▶▶▶3. グリーンボンド・フレームワークについて

今般の評価対象は、三重県がグリーンボンドにより調達する資金を、環境改善効果を有する使途に限定するために定めたグリーンボンド・フレームワーク（本フレームワーク）である。三重県は令和3（2021）年にグリーンボンド・フレームワークを制定し、既にグリーンボンドの発行実績を有している。本フレームワークは、令和5（2023）年3月に改定された地球温暖化対策総合計画を踏まえ、資金使途を追加するために改定されたものである。JCRでは、本フレームワークが「グリーンボンド原則¹」及び「グリーンボンドガイドライン²」に適合しているか否かの評価を行う。これらは原則又はガイドラインであって法的な裏付けを持つ規制ではないが、現時点において国内外の統一された基準として当該原則及びガイドラインを参照してJCRでは評価を行う。

三重県は本フレームワークにおける資金使途を、緩和策として、温室効果ガスの排出削減対策を目的としたクリーンな輸送に関する事業、再生可能エネルギーに関する事業、グリーンビルディングに関する事業、エネルギー効率に関する事業、吸収源対策を目的とした自然資源・土地利用の持続可能な管理に関する事業、生物多様性の保全に関する事業、汚染の防止と管理に関する事業に、また、適応策として、気候変動による農林水産分野への影響の軽減や自然災害の防止を目的とした気候変動への適応に関する事業等に充当する。また、適格プロジェクトの実施に際しては、環境や社会に対する負の影響を考慮し、適切な対応を行うことが定められている。以上より、JCRは本フレームワークにおける資金使途について、環境改善効果が期待されるものであると評価している。

JCRは、プロジェクトの選定プロセス、資金管理体制及びレポーティングについても適切に構築され、透明性が高いと評価している。

この結果、本フレームワークについて、JCRグリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金使途）」を“g1(F)」、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とし、「JCRグリーンボンド・フレームワーク評価」を“Green 1(F)”とした。また、本フレームワークは「グリーンボンド原則」及び「グリーンボンドガイドライン」において求められる項目について基準を満たしているとJCRは評価している。

¹ International Capital Market Association (ICMA) "Green Bond Principles 2021"
<https://www.icmagroup.org/green-social-and-sustainability-bonds/green-bond-principles-gbp/>

² 環境省 「グリーンボンドガイドライン 2022年版」
<https://www.env.go.jp/content/000062495.pdf>

目次

■評価フェーズ1：グリーン性評価

I. 調達資金の使途

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

1. プロジェクトの環境改善効果について
2. 環境・社会に対する負の影響について
3. SDGs との整合性について

■評価フェーズ2：管理・運営・透明性評価

I. 資金使途の選定基準とそのプロセス

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

1. 目標
2. 選定基準
3. プロセス

II. 調達資金の管理

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

III. レポーティング

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

IV. 組織のサステナビリティへの取り組み

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

■評価フェーズ3：評価結果（結論）

I. 調達資金の使途
【評価の視点】

本項では、最初に、調達資金が明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当されているかを確認する。次に、資金使途において環境・社会への負の影響が想定される場合に、その影響について社内の専門部署又は外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られているかについて確認する。最後に、持続可能な開発目標（SDGs）との整合性を確認する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

三重県が本フレームワークで資金使途としたプロジェクトは、三重県の環境基本計画、地球温暖化対策総合計画等が目指す気候変動緩和・適応及び同県の豊かな森林資源や海洋資源の保全に資する重要な施策であり、環境改善効果が期待される。

資金使途にかかる本フレームワーク

みえグリーンボンド発行により調達した資金は、緩和策として、温室効果ガスの排出削減対策を目的としたクリーンな輸送に関する事業及び再生可能エネルギーに関する事業、グリーンビルディングに関する事業、エネルギー効率に関する事業、吸収源対策を目的とした自然資源・土地利用の持続可能な管理に関する事業、生物多様性の保全に関する事業、汚染の防止と管理に関する事業に、また、適応策として、気候変動による農林水産分野への影響の軽減や自然災害の防止を目的とした気候変動への適応に関する事業等に充当します。

グリーン適格プロジェクト分類	対象プロジェクト例	目的・効果
クリーンな輸送	電動車※の導入 電気自動車充電設備等の整備 ※電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車	エネルギー効率に優れた車両を導入すること等により、CO ₂ 排出量を削減。
再生可能エネルギー	太陽光発電設備等の整備	再生可能エネルギーの普及に資する設備等を導入すること等により、CO ₂ 排出量を削減。
グリーンビルディング	県有施設の新築、改修 ※以下のいずれかの認証を取得（予定を含む）する施設・設備整備 ・ZEB/Nearly ZEB/ZEB Ready/ ZEB Oriented	エネルギー効率に優れた建築物の新築等により、CO ₂ 排出量を削減。

エネルギー効率	県有施設・設備の新築・更新・改修 (照明のLED化、空調設備の更新、高断熱化等)	エネルギー効率に優れる施設・設備の新築・更新・改修を行うこと等により、CO ₂ 排出量を削減。
	信号機、道路照明灯の新設・改修(照明のLED化等)	エネルギー効率に優れる設備の新設・改修すること等により、CO ₂ 排出量を削減。
自然資源及び土地利用の持続可能な管理 生物多様性の保全 汚染の防止と管理 気候変動への適応	沿岸浅海域における藻場造成	藻場造成により、CO ₂ の吸収・固定のほか、水質浄化機能の回復、水産資源の生息場の環境改善を図る。
自然資源及び土地利用の持続可能な管理	森林整備 (林道の整備等)	林道の整備等による森林整備により、森林管理を推進し、森林の多面的機能発揮を促進。
	森林・林業を担う人材育成のための環境整備	林業人材の育成等により、安定的な森林の整備を行うことで、森林資源の適正な育成と維持・増進を促進。
	環境保全型農業の推進 (有機農業の推進等)	環境保全型農業による有機炭素を含む土壌の活用により地球温暖化の防止を図る。
自然資源及び土地利用の持続可能な管理 エネルギー効率	県産材による建築物の木造・木質化	木材利用により炭素を固定することでCO ₂ 排出量を削減。
気候変動への適応	農林水産分野への対応 農産物品種や農産物生産技術の開発 病虫害対策等 (イチゴ、カンキツ、水稲、麦、大豆等) 水産業研究施設機器整備費 (アコヤガイ等) 調査船の設計・建造 水産動植物の種苗生産施設整備	気候変動の影響を受ける農林水産分野における適応策を推進することにより、産業の持続可能性を確保。
	水害対策 治水ダムの建設、河川の改修 (堤防の改修、河道掘削等) 河川の堆積土砂撤去等	治水ダムを建設し、家屋や公共施設等を洪水から守る。 護岸整備や河道掘削又は堆積土砂撤去を行うことで、洪水の発生を軽減。
	高潮・高波対策 海岸保全施設及び漁港施設の改修	堤防嵩上げ等の海岸整備を行い、高潮・高波による背後地の浸水被害を低減。 防波堤の嵩上げ等により高潮・高波による漁港施設及び漁船等への被害を低減。
	土砂災害対策 砂防事業関係施設の整備 治山対策 (治山施設の整備・改修、保安林の整備) 道路(法面)整備	砂防堰堤・擁壁等の整備を行い、土砂災害から家屋を守る。 治山施設の整備等により、土砂災害から家屋を保全。 道路整備により、災害時における人員や物資等の交通輸送を確保。

	農地防災対策 農業用水の確保・利活用対策 農業用ため池の整備 排水機場の整備	渇水や集中豪雨・洪水等の対策を行うことで、農村地域における集中豪雨等による被害を防止・軽減。
	道路交通対策 道路（橋梁）整備 無電柱化の推進	道路整備や無電柱化の推進により、災害時における人員や物資等の交通輸送を確保。
	情報収集・伝達対策 迅速な避難に資する情報提供 システムの整備・改修	激甚化、頻発化する風水害などの自然災害に対し、迅速な情報提供を行うことで被害防止を図る。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

1. プロジェクトの環境改善効果について

資金使途 1～5 は、いずれも主に県の事務事業より排出される温室効果ガス削減に資する取り組みである。令和 5 年度に改定された地球温暖化対策総合計画では、県の事務事業における削減目標を、2013 年（平成 25 年度）を基準年として 2030（令和 12）年度に 52%削減することとしている。この目標に向け、確実に取り組みを進めるため、三重県では各部局それぞれが 52%削減を目指すよう働きかけている。具体的には以下の取り組みを掲げており、資金使途 1～5 と整合的である。

◎地球温暖化対策総合計画改定により追加又は強化する取り組み

- 県有施設全体に 2030 年度までに LED 照明を導入
- 公用車の新規導入・更新時の電動車化
- 県有施設への自家消費型太陽光発電設備の最大限の導入
- PPA³モデル等を活用した再生可能エネルギー電力の導入促進
- 新規建築物については原則 40%以上の省エネ等を実施

資金使途 1：クリーンな輸送

資金使途 1 は、公用車への電気自動車・プラグインハイブリッド車の導入資金及び電気自動車充電設備のための資金である。電気自動車の導入等により CO₂削減効果が見込まれる。資金使途 1 は、「グリーンボンド原則」における「クリーン輸送」、「グリーンボンドガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「クリーンな輸送に関する事業」に該当する。

三重県では、公用車への電気自動車（BEV）・プラグインハイブリッド車（PHV）、ハイブリッド車（HV）車の導入を資金使途の対象としている。PHV、HV に関しては、CO₂排出量が 50g-CO₂/p-km（1 人あたり 1 kmあたり）以下である車両を対象としている。

BEV は、バッテリーに充電された電気によって走る車であり、走行時の CO₂排出量はゼロであるため、環境改善効果が高いといえる。PHV は、外部電源から直接バッテリーに充電した電力でモーターを動かす走行と、ガソリン等の化石燃料を使用するエンジンと電気モーターといった異なる複数の動力による走行を兼ね備えている。PHV に関しては、化石燃料を併用するため、環境改善効果の確認が必要である。

国際的なイニシアティブである Climate Bonds Initiative(以下、CBI)が公表している”Land Transport Criteria”において、国際エネルギー機関（IEA）の 2°C目標達成に向けた科学的根拠に基づくデータをもとに、1 人あたり 1 kmあたり CO₂排出量が示されている。その数値は、2025 年までのハイブリッド車の CO₂排出量上限 50g-CO₂/p-kmとなっている。三重県は、ガソリン等の化石燃料を併用する PHV、HV を購入する際、対象車種がこの上限値を超えていないか確認する。CO₂排出量の確認にあ

³ Power Purchase Agreement(電力販売契約)モデルの略称。電力需要家が保有する屋根や遊休地に電力販売事業者が発電設備を設置し、発電した電力を電力需要化が使うことで初期投資なしに再エネによる自家消費を行うことができる仕組み。

たっては、国土交通省公表の自動車燃費データ等を活用している。したがって、本適格クライテリアは、ガソリン車を導入する場合に比べ、CO₂ 排出量削減効果が期待できる。

三重県は、地球温暖化対策総合計画において、エネルギー効率に優れる電気自動車やハイブリッド自動車、水素自動車等の次世代自動車の導入意義について市町等と連携し、県民・事業者等へ普及啓発・導入促進を計画している。また、電気自動車等の普及に資するインフラである充電スタンドの充実・供用も検討している。

本フレームワークでは上記計画に資する次世代自動車及び電気自動車充電設備等の整備を主な資金使途としている。JCR は本資金使途が三重県の公用車における脱炭素化に資する取り組みであると評価している。

資金使途2：再生可能エネルギー

資金使途2は、県有施設の屋根・屋上等への太陽光発電設備の設置のための資金であり、再生可能エネルギー導入によるCO₂ 排出量削減効果が見込まれる。本資金使途は、「グリーンボンド原則」における「再生可能エネルギー」、「グリーンボンドガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「再生可能エネルギーに関する事業」に該当する。

三重県では、県の事務事業に伴う温室効果ガスの排出を2013年度比52%削減するとしている。その主な取り組みの一つとして、再生可能エネルギーを県有施設へ率先して導入することを挙げており、本資金使途は県庁の上記削減目標に資する取り組みである。

三重県は、地球温暖化対策総合計画において、6種類の再生可能エネルギー（太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、バイオマス発電、バイオマス熱利用、中小水力発電）の導入を進めることとしている。一方で、大規模な陸上風力発電や太陽光発電設備等の設置については、自然環境や生活環境への影響の懸念から適地が少なくなってきたことに鑑み、県域全体において新たな開発を伴わずに設置を進められる工場・事業所、住宅の屋根等への太陽光発電設備の導入を促進している。

本フレームワークでは、屋根置き太陽光発電設備導入費用を主な資金使途としている。JCR は本資金使途が三重県におけるクリーンなエネルギーの普及に資する取り組みであると評価している。

資金使途3：グリーンビルディング、エネルギー効率

資金使途3は、ZEB, Nearly ZEB, ZEB Ready, ZEB Oriented⁴のいずれかの認証を取得又は取得予定の県有施設の新築、改修である。改修によって30%以上のエネルギー効率の向上が見込めるため、環境

⁴ ZEBとは、自然エネルギーの積極的な活用や効率的な設備システムの導入等の省エネ技術と、太陽光発電などの創エネ技術を組み合わせ、空調、照明等で必要な年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロにすることを目指した建築物。ZEBの種類には、省エネ技術で一次エネルギー消費量を50%以上削減する「ZEB Ready (ゼブ レディー)」、そこからさらに、創エネ技術を加えて、75%以上を削減する「Nearly ZEB」と、100%以上を削減する「ZEB」、及び延べ面積が10,000平方メートル以上の建

改善効果を有する。本資金使途は、「グリーンボンド原則」における「エネルギー効率」、「グリーンビルディング」、「グリーンボンドガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「省エネルギーに関する事業」、「グリーンビルディング」に該当する。

三重県では、県全体のCO₂排出量の55.1%を占める産業部門及び10.4%を占める業務部門の温室効果ガス削減を図るため、大規模事業所の自主的取り組みの促進や生産プロセスの改善・省エネの推進に加え、一定規模の建築物の新築、増改築については、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく届出、認定の審査を行うとともに、省エネ基準への適合が義務化されている大規模な非住宅建築物について、適合性の判定を行うこととしている。この取り組みの一環として、ZEBの普及のための働きかけを県民や地元工務店に行っている。

本フレームワークでは、ZEB普及の一環として今後県有施設においてもZEB認証を取得するか、又は、ZEB認証相当の環境改善効果を有する建物の新築・改修を主な資金使途としている。JCRは、本資金使途について建物の省エネルギー化に資する取り組みであると評価している。

資金使途4、5：エネルギー効率

資金使途4は、エネルギー効率の向上を目的として三重県が実施する、県有施設における高効率設備導入及びLED化、資金使途5は信号機のLED化等への更新である。更新によって30%以上のエネルギー効率の環境改善効果が見込まれる。本資金使途は、「グリーンボンド原則」における「エネルギー効率」、「グリーンボンドガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「省エネルギーに関する事業」に該当する。

本フレームワークでは、県有施設における高効率空調設備・高効率照明等の導入及び信号機のLED化を主な資金使途の対象としている。本資金使途は、温室効果ガス排出削減に資する取り組みであり、30%以上のエネルギー効率の改善を適格クライテリアとしている。エネルギー効率の削減率30%は、グローバルな水準に照らして遜色のないものとJCRは評価している。

資金使途6：自然資源及び土地利用の持続可能な管理等（沿岸浅海域における藻場造成）

資金使途6は、沿岸浅海域における藻場造成である。藻場は、沿岸浅海域に生息する生物の重要な生息場所としての機能、水質浄化機能、CO₂吸収機能など、多面的な環境改善効果を有している。本資金使途は、「グリーンボンド原則」における「生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管理」、「汚染防止及び抑制」、「水生生物の多様性の保全」、「気候変動への適応」、「グリーンボンドガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「自然資源・土地利用の持続可能な管理に関する事業」、「汚染の防止と管理に関する事業」、「生物多様性保全に関する事業」、「気候変動に対する適応に関する事業」に該当する。

三重県では、近年の地球温暖化等に伴う海水温の上昇に伴い、比較的低めの水温を好むカジメ類の減少や、ガンガゼ等の食害生物の増殖により海藻が食い荒らされるなど、藻場が減少する「磯焼

築物においてZEB Readyを見据え正味で40%又は30%以上の省エネに加え、さらなる省エネ措置を図る「ZEB Oriented（ゼブオリエンティッド）」がある。

け」が拡大している。三重県は、元来沿岸浅海域における養殖業や海女業が盛んであり、あわび、伊勢海老等の名産品を有しているが、近年では、磯焼けによりあわびや伊勢海老が激減している。三重県では、「海女漁業等環境基盤整備事業」として藻場の造成を進めている。現在は保全三期に入っており、対象となる地区は下図の通りとなっている。

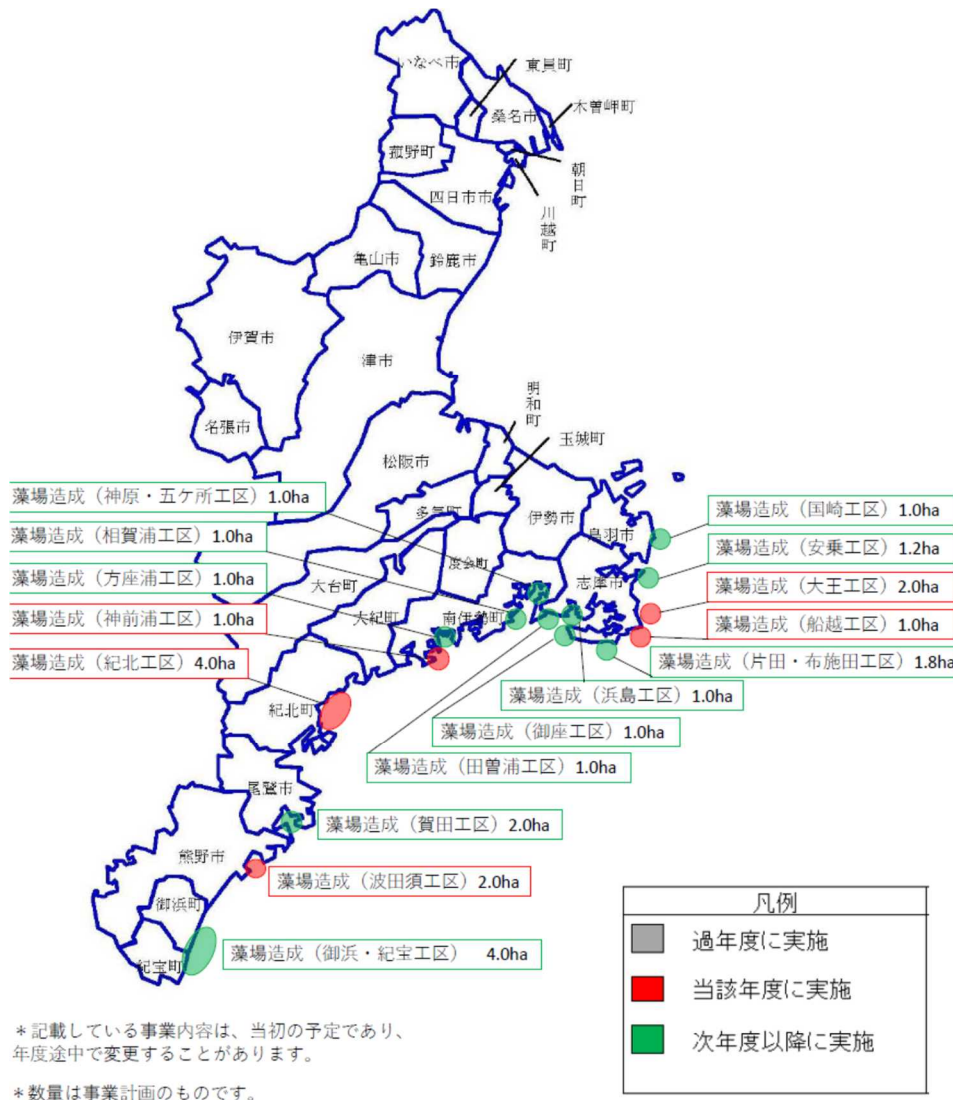


図1 藻場造成図⁵

そのほかにも、三重県では、藻場造成について、官民学共同で様々な取り組みを行っている。南伊勢町では、2018年度より、町営の種苗センターが三重外湾漁業協同組合、三重大学、中部電力株式会社と共同して、相賀浦地内で、母藻から種を採取して直接散布や網袋に入れて設置することにより、ヒジキやヒロメの養殖試験を行った。三重県の鳥羽市には市立の水産研究所（1964年設立）がある。2012年頃、この研究所で、自然石を用いてアラムの再生を行う「鳥羽工法」が開発された。この工法は次の様なプロセスを踏んで行われる。成熟したアラムの採取→アラムの胞子をクレモナ糸に付けて育成→発芽したアラムを糸ごと木片に取り付け育成→3～4か月後、アラムが20cmくらいに育ったところで、木片を自然石に取り付け→自然石を海底（水深2～3m）に配置して1年

⁵ 出典：三重県ウェブサイト <https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001043503.pdf>

間育成→再生したい藻場に自然石を移設、という流れである。現在、最終段階で受ける食害の対策を計画している。株式会社 KDDI 総合研究所、KDDI 株式会社、三重県鳥羽市は連携して、2022 年 6 月、水上ドローンを活用した藻場調査の実証実験を行っている。場所は鳥羽市の菅島と答志島沿岸で、水上ドローンに搭載した水中カメラで対象の藻場を撮影することにより、海草や海藻が占める面積の割合、すなわち「被度」が測定できることが分かった⁶。

本フレームワークでは、藻場造成のための基盤整備費用を主な資金使途としている。JCR は、本資金使途により回復が期待される藻場が、水生生物の多様性に資する以外にも、CO₂ 吸収効果もブルーカーボン⁷として期待されている。また、チッソ・リンの吸収による富栄養化の防止、透明度の増加と懸濁防止、生物の生存に不可欠な酸素の供給といった汚染の防止効果など多面的な環境改善効果を有していると評価している。

資金使途 7：自然資源及び土地利用の持続可能な管理（森林整備等）

資金使途 7 は、森林整備（林道の整備等）、森林・林業を担う人材育成のための環境整備及び環境保全型農業の推進である。それぞれの環境改善効果については後段で詳述するが、本資金使途は、「グリーンボンド原則」における「生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管理」、「グリーンボンドガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「自然資源・土地利用の持続可能な管理に関する事業」に該当する。

【森林整備】

森林の有する多面的機能（水源のかん養、県土の保全、自然環境の保全、林産物の供給等）を十分かつ継続的に発揮させていくため、適正な森林管理を促進するとともに、豊富な森林資源を活用し、「木を植え、育て、収穫し、また植える」という緑の循環を実現していく必要がある。

三重県においては、林道等生産基盤の整備や林業機械の導入支援による施業の効率化を進め、緑の循環実現に取り組んでいる。

【森林・林業を担う人材育成のための環境整備】

SDGs やカーボンニュートラルへの貢献など、森林・林業への関心が高まる一方で、林業従事者は 40 年前に比べて約 4 分の 1 にまで減少している。こうした中、森林・林業の振興や地域の活性化につなげるため、社会状況の変化やニーズに対応し、新たな視点や多様な経営感覚を備えた、次代を担う林業人材を確保・育成していく必要がある。

このため、三重県では、平成 31 年 4 月に新たな林業人材育成機関として「みえ森林・林業アカデミー」を開講し、アカデミーを中心に、適正な森林管理や林業・木材産業の競争力強化に資する高いスキルを持った人材を育成するとともに、新規就業者の確保に取り組んでいる。

⁶ 出典：ブルーカーボンプロジェクト <https://ugal.jp/case/1317/>

⁷ 陸上生物の作用により隔離・貯留される炭素のことをグリーンカーボン、海洋生物の作用により隔離・貯留される炭素のことをブルーカーボンと呼ぶ。

基本方針1 森林の多面的機能の発揮

森林づくりを支える森林情報を的確に把握し、適切な森林管理を推進することにより、森林の多面的機能の持続的な発揮を図ります。



針広混交林



水源かん養保安林

指標	単位	平成29年(2017)	令和10年(2028)
公益的機能増進森林整備面積	ha (累計)	1,540 (参考:H29年度)	30,300
山地災害危険地区整備着手地区数	地区 (累計)	2,142	2,359
新植地の被害率(被害)	% (箇所)	20.3	0
森林境界明確化面積	ha (累計)	25,000	60,000

基本方針2 林業の持続的発展

森林施業の効率化や林業・木材産業の競争力強化、森林・林業や地域を担う人づくり、県産材の利用促進などに取り組み、林業の持続的な発展を図ります。



林業人材の育成



整備された生産林

指標	単位	平成29年(2017)	令和10年(2028)
県産材木材生産量	千m ³	336	430
林業人材育成人数	人 (累計)	39 (参考:H29年度)	645
製材・合板需要の県産材率	%	46.6	60.0

基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興

森林の保全および活用、学習機会の提供や環境の整備により、森林文化及び森林環境教育の振興を図ります。



学校の森・子どもサミット



森林環境教育指導者の養成

指標	単位	平成29年(2017)	令和10年(2028)
森林文化・自然体験施設等の利用者数	千人	1,426	1,613
森林環境教育支援市町数	市町	8	29
地域に密着した森林環境教育・木育指導者数	人・団体	102	300

基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

森林づくりや木づかいを通じて、森林を社会全体で支える環境づくりを進め、県民参画の推進を図ります。



県民参加の植樹祭



「企業の森」育林活動

指標	単位	平成29年(2017)	令和10年(2028)
森林づくり活動への参加団体数	団体	114	124
新たに木づかいに取り組み民間事業者等の数	者 (累計)	—	80
三重の森林づくりへの関心度	%	—	50.0

図2：森林づくり基本計画4つの基本方針と10年目標⁸

本フレームワークでは、林道の整備等の森林整備事業（県営事業及び補助金事業）、森林・林業を担う人材育成のための環境整備に係る費用を主な資金使途としている。JCRは本資金使途が三重県の持続可能な林業と森林の多面的機能の発揮に資すると評価している。

⁸ 出典：三重県ウェブサイト <https://www.pref.mie.lg.jp/SHINRIN/HP/m0116700081.htm>

【環境保全型農業の推進】

農林水産省が定めた「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」によれば、農業・農村は、国土保全、水源かん養、自然環境保全、景観形成等の多面的機能を有している。一方、近年は農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている農業・農村の多面的機能の発揮に支障が生じる状況が発生している。また、地域の共同活動の困難化に伴い、担い手への水路、農道等の地域資源の維持管理の負担が増大し、担い手による規模拡大が阻害されることも懸念される状況にある。このため、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対して支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等を図ることを目的とし、環境保全型農業直接支払交付金制度が制定された。同交付金の対象となるのは、以下の環境保全型農業を実践する農業者が組織する団体等である。本フレームワークでは当該交付金の県負担分を主な対象としている。



図3：対象となる農業活動の種類⁹

交付金対象は、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動として、全国共通の取り組みのほか、地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、地域を設定して支援の対象とする地域特認取り組みを都道府県の申請に基づき設定し、支援を実施することとなっている。農林水産省によれば、令和2年度から令和5年度の間評価時点までに、本交付金対象となった農業の実践の結果、154,837t-CO₂削減効果があった。また生物多様性保全効果についても慣行栽培に比して高い効果が得られている。

● 指標生物スコア

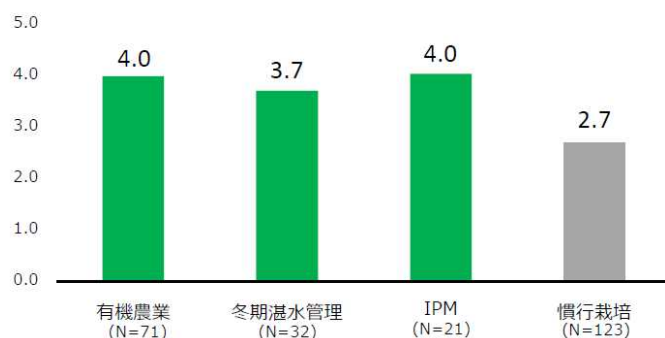


図4：生物多様性保全効果

⁹ 対象となる農業生産活動は、有機農業、堆肥の施用、カバークロープ（主作物の栽培期間の前後に緑肥を作付けする取り組み）、リビングマルチ（主作物の畝間に緑肥を作付けする取り組み）、草生栽培、不耕起播種（前作の畝を利用し、畝の播種部分のみ耕起する取り組み）、長期中干、秋耕、その他地域特認の取り組み、取り組みの拡大加算、等。

資金使途 8：自然資源及び土地利用の持続可能な管理等（県産材の利用）

資金使途 8 は、県産材による建築物の木造・木質化である。木材の適切な切り出しによる持続可能な森林経営、木材活用による建物のライフサイクル CO₂ 排出量の削減、木材利用による CO₂ の固定化、等の多面的な環境改善効果が見込まれる。本資金使途は、「グリーンボンド原則」における「生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管理」、「エネルギー効率」、「グリーンボンドガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「自然資源・土地利用の持続可能な管理に関する事業」、「省エネルギーに関する事業」に該当する。

三重県では、行政機関や事業者、県民が一緒になって木材利用に取り組んでいくため、「三重の木づかい条例」を定めている。（令和 3 年 4 月 1 日施行）この条例は、県民及び事業者の参加の下、木材利用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や林業及び木材産業の健全な発展による地域経済の活性化に資するとともに、県民の健康で快適かつ豊かな暮らしの実現に寄与することを目的としており、以下の 5 項目を基本理念としている。

- ① 県産材を優先的に利用するとともに、森林資源の循環利用を図ることにより、豊かな森林が次世代に継承されるよう行われること
- ② 消費地からできる限り近い地域の森林で生産された木材の利用等を通じ、環境負荷の低減に寄与するよう行われること
- ③ 木材の経済的価値の向上が図られるよう行われること
- ④ 木材の優れた特性を生かすとともに、県民や事業者の自発的な取り組みを推進するよう行われること
- ⑤ 県、国、市町、事業者等の相互連携及び協力のもと行われること

三重県ではこの条例のもと、住宅や公共建築物等の建築用途、身のまわりの生活用品など、さまざまな場面における県産材の利用の促進に取り組んでいる。

本フレームワークでは、県有施設建替え時に県産材を取り入れた木造建築物の建築費用等を主な資金使途としている。本資金使途は県の木づかい条例の基本理念に資する取り組みであり、持続可能な林業の発展に資すると JCR は評価している。

資金使途 9：気候変動への適応

資金使途 9 は、以下の気候変動への適応事業である。

- 9-1. 農林水産分野への対応
- 9-2. 水害対策
- 9-3. 高潮・高波対策
- 9-4. 土砂災害対策
- 9-5. 農地防災対策
- 9-6. 道路交通対策
- 9-7. 情報収集・伝達対策

それぞれの環境改善効果については後段で詳述するが、地球温暖化に伴う気候・環境変化に対応しうる農産物の品種改良や水産資源の保全・増大が期待される。本資金使途は、「グリーンボンド原則」における「気候変動への適応」、「グリーンボンドガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「気候変動に対する適応に関する事業」に該当する。

【気候変動への適応計画】

三重県は、以下に詳述の通り、国際的なイニシアティブである Climate Bonds Initiative が定めている Climate Resilience Principles で求められる 6 ステップと同等の手続きを経て、適応事業に取り組んでいることを、JCR は開示資料及び三重県へのヒアリングによって確認した。



「三重県地球温暖化対策総合計画」では、気候変動を見据えた適応策について、気候変動適応における7つの分野（農業・林業・水産業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害・沿岸域、健康、産業・経済活動、県民生活等）とそれぞれの項目における重大性、緊急性、確信度と三重県における地域特性を踏まえて、その影響に対する適応策を特定している。

三重県の気候変動の状況については、年平均気温は津市で100年あたり約1.7°C上昇している。また、尾鷲市においても50年あたり約1.2°C上昇している。年降水量について長期変化傾向はほぼ見られず、1時間降水量50mm以上の年間発生回数については年ごとの変動が大きく、長期的変化傾向がみられない。

三重県の気候変動の将来予測については、環境省環境研究総合推進費S-8温暖化影響評価・適応政策に関する総合的研究によると、2081-2100年の三重県の年平均気温は、厳しい温室効果ガスの排出削減努力を行わない場合（RCP8.5シナリオ）、1981-2000年と比べて3.5~6.4°C上昇し、厳しく温室効果ガスの排出削減努力を行った場合（RCP2.6シナリオ）でも、1.0~2.8°C上昇すると予測されている。年間降水量については、RCP8.5シナリオで7~15%の増加、RCP2.6シナリオでも6~14%の増加が予測されている。

【9-1. 農林水産分野への対応（農産物品種や農産物生産技術の開発、病虫害対策等（イチゴ、カンキツ、水稻、麦、大豆等））】

三重県は、温暖な気候や中京・阪神の大消費地に隣接した立地など、恵まれた条件のもと、耕地の76%を占める水田が基幹であり、主食用の米を中心として、麦、大豆等が栽培されている。また、北勢・南勢地域では茶、紀南地域では柑橘類が重要な作物となっている。

気候変動による影響は農産物の成育に様々な被害を及ぼしており、早急な対策が必要となっている。

種類	被害等	対策等
コメ	2081～2100年 RCP8.5 MIROC5 の場合のコメ収穫量予測では、夏季の高温により、品質を問わなければコメの収量は増加するものの品質低下を受けないコメを生産しようとするると大半の地域で収量が半分以下に低下すると予測されている。	耐暑肥（暑さ対策の追肥）、高温登熟性に優れる品種「三重23号」、「なついろ」の普及。
果樹	ナシ⇒発芽不良、カキ⇒着色不良、温州みかん⇒着色不良・浮皮、日焼け。将来的にはミカンの栽培適地が変化するおそれ。	発芽促進剤の散布、元肥の施用時季変更、環状剥皮、日焼け対策、植物生育調整剤活用。
麦・大豆・茶	春先の低温・晩霜による凍霜害、多雨による湿害、登熟期の高温による収量低下、収穫期の多雨による品質低下など。	麦や大豆等は有効な排水対策の開発、新品種導入等。
野菜・花き	キャベツ・ブロッコリー、白菜、イチゴなどについて収穫期の異常な前進がみられる。また、イチゴにおいては炭疽病等による収量の低下など。	炭素病に対する抵抗性が高い品種の普及を推進。

表1：気候変動への適応計画で列举された農産物と気候変動への影響、今後の適応策

農業技術研究所は、三重県内における農業技術の中核機関として、生産者や消費者に求められる水稻やイチゴなどの新品種の育成、農作業の省力化・低コスト化技術の開発、及び消費者ニーズに即した安全・安心で環境への負荷の少ない高品質な農産物生産技術の開発など、時代の要請に応じた試験研究を行っている。また、技術指導者や農業関連団体などとの積極的な交流によって、開発された新品種・新技術の実用普及に努めている。

本フレームワークでは、当該研究開発及び環境整備のための施設・設備整備費用を主な資金使途として想定している。JCRは、当該研究施設・設備の整備により、三重県における農産物が気候変動による影響が低減されることが期待できると評価している。

【9-1. 農林水産分野への対応（水産業研究施設機器整備費（アコヤガイ等）、調査船の設計・建造、水産動植物の種苗生産施設整備）】

三重県では、海水温の上昇により、黒ノリ養殖の期間の短縮や、アコヤガイやカキ等の「斃死（へいし）」が問題となっている。三重県の特産品である真珠養殖のためのアコヤガイについては、2019年頃から稚貝の斃死が、英虞湾などで大量に発生している。三重県が稚貝の斃死について県内の真珠養殖業者を対象にアンケートした結果では、斃死率は19年が70%、20年が44%だった。通常の斃死率は15%ほどだが、黒潮の流れの変化による海水温の上昇が一つの要因となり、斃死が広がった。三重県は被害軽減のため、海水温等に基づき4段階のステージ毎に、自治体や真珠養殖業者の役割を示す「アコヤタイムライン」を策定し、実行に移すことで、斃死の軽減に努めている。

上記の予防策に加え、三重県では、水産研究所において、高水温に耐性のあるアコヤガイの育種に取り組んでいる。アコヤガイ以外にも、三重県沿岸には水産資源をはじめとした多様な生物が分布しており、水産資源の持続的な利用を図るため、三重県では新たな漁業調査船の建造も将来的に予定している。現在運航している漁業調査船「あさま」は、海洋観測、海洋生物資源や海域環境・生態系保全等に関する調査を行っている。同船は高速タイプの調査船で、その機動性をいかし、伊勢湾から熊野灘まで広範かつ変化に富む三重県周辺海域の調査を実施している。また、搭載された様々な観測機器を活用し、大学との共同研究等も行っている。また、三重県では、水産動植物の種苗生産施設の整備も行っている。

本フレームワークでは、水産研究所等における上述の研究施設・設備投資、新たな調査船建造費用及び種苗生産施設整備を主な資金使途としている。JCR は、三重県の水産業に係る研究施設等の整備について、気候変動による水産物が適応するために重要な施策であると評価している。

【9-2. 水害対策（治水ダムの建設、河川の改修（堤防改修・河道掘削等）、堆積土砂撤去等）】

三重県の河川は、伊勢湾沿岸では下流部に低平地が広がることから、洪水時に浸水が頻発しており、熊野灘沿岸は全国平均を上回る多雨地帯であることから毎年のように台風等に伴う豪雨に見舞われ、災害が発生しやすくなっている。近年では、全国的な短時間の集中豪雨や局所的豪雨の頻度も高まっている。三重県においても増加傾向にあり、「猛烈な雨（1時間に80mm以上の雨）」の発生回数をみると、最近14年間（平成16年から29年）は34年前（昭和59年から平成5年）に対して約3.0倍に増加している。こういった局地的大雨の増加に加え、ゼロメートル地帯や、熊野灘沿岸の河口閉塞傾向にある河川など、さまざまな災害の発生要因を抱えており、水害の発生に対する備えが必要となっている。

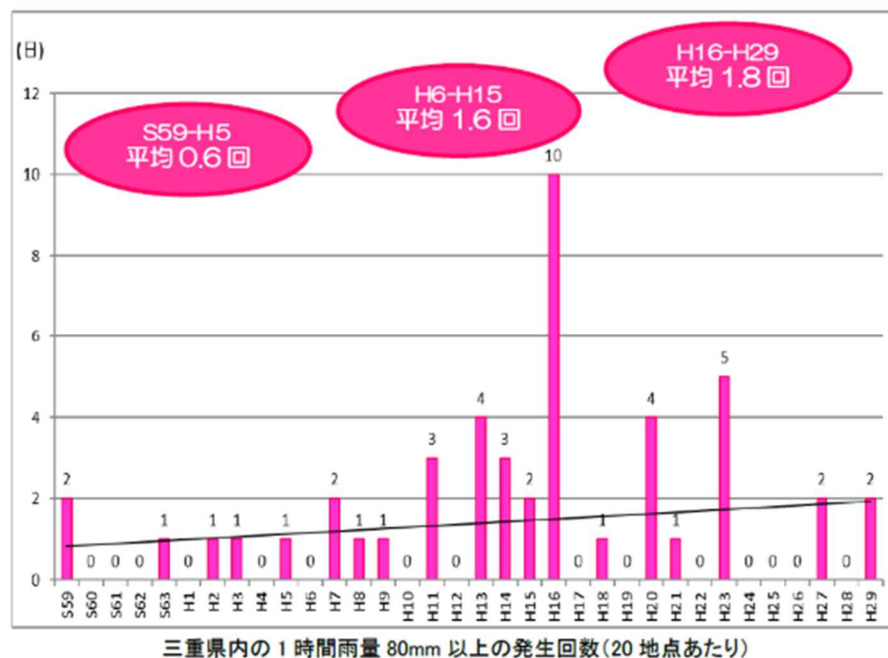


図5：三重県内の1時間雨量80mm以上の発生回数¹⁰

¹⁰ 三重県ウェブサイト

三重県では、河川管理者が主体となって行う治水対策に加え、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」への転換を進めている。このため、河川整備に加え、流域の市町村などが実施する雨水貯留浸透施設の整備や災害危険区域の指定等による土地利用規制・誘導等、都道府県や民間企業等が実施する治水ダムの事前放流等、流域のあらゆる関係者が協働して行う治水対策の全体像について「流域治水プロジェクト」を三重県内すべての水系で策定・公表し、ハード・ソフト一体となった事前防災対策を進めている。

本フレームワークでは流域治水プロジェクトのうち、治水ダムの建設、河川の改修、堆積土砂撤去等を主な資金使途として想定している。JCR は、これらの事業が三重県の水害を減らす取り組みとして重要であると評価している。

【9-3. 高潮・高波対策（海岸保全施設及び漁港施設の改修）】

三重県地球温暖化対策総合計画によれば、地球温暖化の影響による世界的な平均海面水位の上昇が、三重県の砂浜消失につながる懸念されている。東北大学災害科学国際研究所の研究によれば、2081～2100年のRCP8.5シナリオでは、三重県の砂浜は100%消失するとの予測も出されている。

三重県では、水防法の規定に基づき、三重県区間の伊勢湾沿岸について、高潮浸水想定区域を指定し、当該区域の被害軽減のための施策を講じることとしている。当該想定区域は、平成27(2015)年5月の水防法改正により、想定し得る最大規模の高潮に対する避難体制等の充実・強化のため、高潮により相当な損害が生ずるおそれがある海岸について、高潮浸水想定区域を指定する制度が創設されたことを受けて指定されたものである。高潮浸水想定区域の概要としては浸水が想定される市町として6市5町（木曾岬町、桑名市、朝日町、川越町、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市、明和町、伊勢市、玉城町）、想定される浸水面積（約288km²）、想定される最大の浸水深約13m（木曾岬町他）、想定される最長の浸水継続時間1週間以上となっている。当該想定的前提は、以下の通りである。

- ① 日本に上陸した既往最大規模の台風が伊勢湾沿岸に最大の高潮を発生させるような経路で接近
- ② 高潮と同時に主要な河川での洪水が発生
- ③ 設計条件に達した段階で堤防等が決壊
- ④ 排水施設等は水没により機能停止
- ⑤ 想定の高潮位は朔望平均満潮位（さくぼうへいきんまんちょうい）※に異常高潮（15.2cm）を加えた値

※ 朔（新月）及び望（満月）の日から5日以内に現れる各月の最大満潮面の平均値

本フレームワークでは、高潮・高波対策として、堤防嵩上げと漁港の防波堤嵩上げを主な資金使途としている。本資金使途は、堤防背後地の浸水被害低減及び漁港施設・漁船等の被害低減に資する気候変動適応策であるとJCRは評価している。

【9-4. 土砂災害対策（砂防事業関係施設、治山対策（治山施設の整備・改修、保安林の整備）、道路（法面）整備）】

三重県における近年の土砂災害の被害状況は以下の通りである。

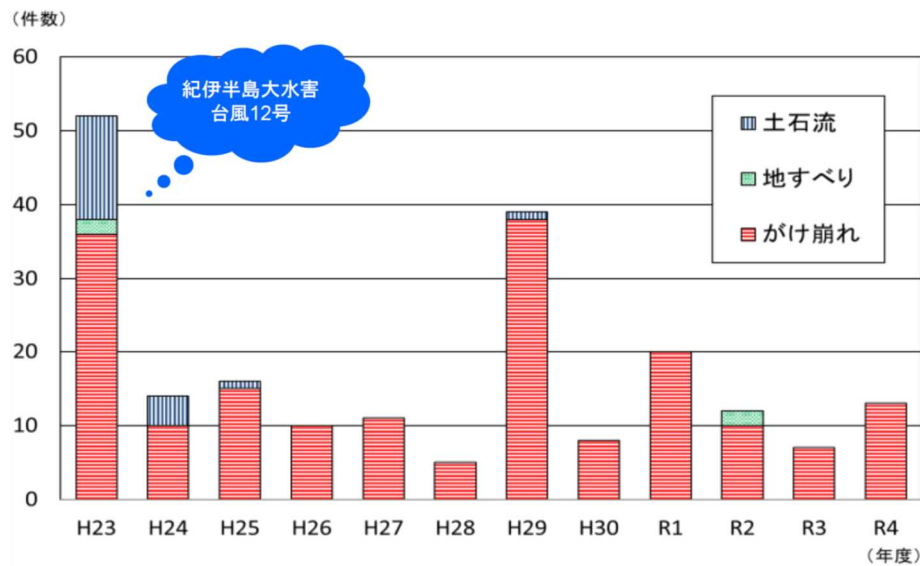


図 6：三重県における土砂災害発生状況¹¹

三重県では、土砂災害の恐れのある場所の調査を定期的に行い、その結果をもとに「土砂災害危険区域図」を作成している。平成 13 年度に実施された調査では、三重県内において土石流危険渓流 5,648 渓流、地すべり危険箇所 87 箇所、急傾斜地崩壊危険箇所 10,473 箇所が確認された。調査を踏まえ、土砂災害対策施設の整備を順次行ってきており、平成 30 年 6 月時点では、砂防設備 1,583 箇所、急傾斜地崩壊防止施設 701 地区、地すべり防止施設 17 地区が整備されその管理にあたっている。

本フレームワークでは、既存の土砂災害対策施設の機能及び性能を確保するための改修工事、新規の砂防堰堤・擁壁整備、治山施設の整備、道路法面对策に加え、保安林の整備を主な資金使途としている。JCR では、土砂災害対策施設の整備・改修は、三重県における土砂災害の防止・低減に資する使途であると評価している。

【9-5. 農地防災対策（農業用水の確保・利活用対策、農業用ため池の整備、排水機場の整備）】

県内の農業用ため池の多くは江戸時代以前に築造され、堤体などの老朽化が進行しており、排水機場は昭和 50 年代築造など標準耐用年数を超過する施設が多く存在している。集中豪雨等の自然災害が一層頻発化・激甚化する中、農業用ため池における堤体の決壊や排水機場の機能低下等により、農村地域に被害を及ぼすおそれがあることから、農村の安全・安心を確保するため、農業用ため池、排水機場等の豪雨・耐震化対策及び長寿命化を行う。また、農業水利施設の整備・更新を行うことにより、農業生産の基礎となる農業用水の確保、適期・適量供給を図る。

¹¹ 三重県ウェブサイト

本フレームワークでは、農業用水の確保・利活用のための対策、農業用ため池整備及び排水機場の整備を主な資金使途としている。JCRは、本資金使途が気候変動による渇水、集中豪雨、洪水等に対するレジリエンスを高めると評価している。

【9-6. 道路交通対策（道路（橋梁）整備、無電柱化の推進）】

三重県では、道路の冠水や土砂災害等による道路の通行止めによる要避難者の孤立化や被災者支援や生活再建に必要な物資供給が届かないことによる二次災害を回避するため、緊急輸送道路の整備や無電柱化、老朽した道路施設の点検・改修等を実施することで、人員・物資等の交通輸送が寸断されることのないよう対策を講じている。

本フレームワークでは、既存の道路（橋梁）について点検の結果風水害に対して脆弱であり、改修が必要と判断された箇所の改修工事及び無電柱化に係る費用を主な資金使途としている。JCRは、本資金使途により災害時の輸送インフラが確保されることで被害が軽減されると評価している。

【9-7. 情報収集・伝達対策（迅速な避難に資する情報提供、システムの整備・改修）】

三重県では、気候変動影響への適応を順応的に推進するためには、県民、事業者及び行政が気候変動やその影響について理解する必要があると認識している。そのため、迅速な避難に資する情報提供システムの整備・改修を行っていく。一例として、三重県水防情報システム「レピス」がある。本システムは、刻々と変化する河川水位等の情報を、適格・迅速に把握し、機動的な水防体制構築と情報発信に資するものである。

本フレームワークでは、上記システムに限らず、今後広域的な防災情報発信のための基盤整備を行うための費用を主な資金使途としている。JCRは、これらの情報発信のための基盤整備は、気候変動に伴う自然災害低減策として有効であると評価している。

2. 環境・社会に対する負の影響について

三重県では、本フレームワークにおいて資金使途の対象としているプロジェクトが環境にネガティブな影響を及ぼすリスクについて特定を行っている。また、いずれの事業においても、受注者による安全施工措置等を求め、労働安全面の配慮をしたうえで事業を行うこととしている。環境への負の影響に対する対策の基本としては関連法に従い、必要に応じて環境アセスメントや住民への対話を行うことを含め、適切な対策をとる予定であることをJCRはヒアリングによって確認している。また、水産施設において調査船建造を予定しているが、その動力については未だ基本設計も開始していない段階のため、現時点では未定だが、内航船として取りうる省エネルギー設計や低炭素化の取り組みを検討することが望ましい。

JCRは、全ての適格プロジェクトについて、環境・社会に対する負の影響が考慮され、以下の通り適切な対応が行われていると評価している。

適格プロジェクト	ネガティブな影響を及ぼす リスク/対応策
資金使途 1：クリーンな輸送	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 深刻な負の影響は特段想定されない 	
資金使途 2：再生可能エネルギー	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 工事に伴う騒音、振動、周辺環境への影響 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 関連法の範囲内で対応
資金使途 3：グリーンビルディング、エネルギー効率	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 工事に伴う騒音、振動、周辺環境への影響 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 関連法の範囲内で対応
資金使途 4、5：エネルギー効率	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 工事に伴う騒音、振動、周辺環境への影響 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 関連法の範囲内で対応
<ul style="list-style-type: none"> ■ 信号設置工事に伴う幹線道路等の交通障害 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 交通影響の少ない夜間帯に工事を行う。
資金使途 6：自然資源及び土地利用の持続可能な管理等（沿岸浅海域における藻場造成）	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 意図しない生態系への悪影響 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 濁水の流出防止への配慮
資金使途 7：自然資源及び土地利用の持続可能な管理（森林整備等）	
森林整備 <ul style="list-style-type: none"> ■ 工事に伴う騒音、振動、周辺環境への影響 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 低騒音低振動型機械による施工
森林・林業を担う人材育成のための環境整備 <ul style="list-style-type: none"> ■ 工事に伴う騒音、振動、周辺環境への影響 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 近隣住宅に配慮した作業時間帯での実施
環境保全型農業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ■ 深刻な負の影響は特段想定されない 	

資金使途 8：自然資源及び土地利用の持続可能な管理等（県産材の利用）	
■ 意図しない生態系への悪影響	➤ 濁水の流出防止への配慮
資金使途 9：気候変動への適応	
■ 工事に伴う騒音、振動、周辺環境への影響	➤ 関連法の範囲内で対応

3. SDGs との整合性について

ICMA の SDGs マッピングを参考にしつつ、JCR では、以下の SDGs の目標及びターゲットに貢献すると評価した。

 <p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p>	<p>目標 7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p> <p>ターゲット 7.2. 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。 ターゲット 7.3. 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。</p>
 <p>9 産業と技術革新の 基礎をつくらう</p>	<p>目標 9：産業と技術革新の基礎をつくらう</p> <p>ターゲット 9.4. 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。</p>
 <p>11 住み続けられる まちづくりを</p>	<p>目標 11：住み続けられる街づくりを</p> <p>ターゲット 11.3. 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。 ターゲット 11.6. 2030 年までに、大気の大気質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。</p>
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>目標 12：つくる責任、つかう責任</p> <p>ターゲット 12.5. 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。</p>
 <p>13 気候変動に 具体的な対策を</p>	<p>目標 13：気候変動に具体的な対策を</p> <p>ターゲット 13.1. すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。</p>
 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>目標 14：海の豊かさを守ろう</p> <p>ターゲット 14.1. 2025 年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。 ターゲット 14.2. 2020 年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。</p>



目標 15：陸の豊かさも守ろう

ターゲット 15.2. 2020 年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。

I. 資金使途の選定基準とそのプロセス

【評価の視点】

本項では、本評価対象を通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性及び一連のプロセスが適切に投資家等に開示されているか否かについて確認する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRは本フレームワークにおける目標、グリーンプロジェクトの選定基準、プロセスについて、専門知識をもつ部署及び経営陣が適切に関与しており、透明性も担保されていると判断している。

1. 目標

三重県は、2050 年度までに県域からの温室効果ガスの排出ゼロを目指す「ミッションゼロ 2050 みえ」を、令和元（2019）年度に発表している。令和 2（2020）年度に策定した環境基本計画では、長期ビジョンからバックキャストする形で、令和 12（2030）年度を目標年度とし、目指すべき姿としては、脱炭素社会を見据えた「I 低炭素社会」、「II 循環型社会」、「III 自然共生社会」、「IV 生活環境保全が確保された社会」の構築を目標として掲げている。これらの目標達成のための施策を通じ、同県では環境、経済、社会の統合的向上が図られた持続可能な社会の実現を目指している。



図 7：三重県環境基本計画 4 つの柱

また、令和 5（2023）年 3 月に改定された「三重県地球温暖化対策総合計画」では、令和 12(2030)年度に向けて、「県民一人ひとりが脱炭素に向けて行動する持続可能な社会」を目指す姿とし、あらゆる主体が一体となって取り組む CO₂ 削減策を以下の通り定めている。

削減に向けた取組		
温室効果ガスの排出削減対策	産業・業務部門	温室効果ガスの計画的な削減（計画書制度、アドバイザー派遣、ZEB）
		環境経営の普及（脱炭素経営、テレワーク）
		環境・エネルギー関連産業の振興
	家庭部門	脱炭素型ライフスタイルへの転換（地産地消、エシカル消費）
		住宅の脱炭素化（ZEH、省エネ家電、長期優良住宅）
	運輸部門	移動・輸送の脱炭素化（次世代自動車、エコ通勤、再配達抑制、ゼロカーボンドライブ）
		公共交通の充実（次世代モビリティ等）
		道路交通流対策 交通（渋滞の緩和、交通の円滑化）
	部門・分野横断的対策	再生可能エネルギーの普及促進（自家消費型太陽光発電設備、再エネ利用促進）
		未利用エネルギーの利用促進（木質バイオマス、廃棄物）
吸収源対策	その他	市町における脱炭素への取組の促進（エネルギーの地産地消）
		メタン・一酸化二窒素の排出抑制（資源のスマートな利用）
	フロン類の管理の適正化（維持管理技術水準、ノンフロン製品）	
	森林の保全（森林管理、県産材の利用）	
	緑地保全・緑化推進（緑化活動、都市緑地）	
	環境保全型農業の推進 藻場づくりの推進 CO ₂ 回収等に関するイノベーションの促進	

図 8：三重県地球温暖化対策に示された温室効果ガス削減に向けた取り組み

上記計画及びその関連計画として定める各種計画を踏まえ、三重県は本フレームワークの資金使途を定めている。

以上より、本フレームワークは三重県の環境基本計画、地球温暖化対策総合計画等の方針や計画の達成に資するものであると JCR は評価している。

2. 選定基準

本フレームワークにおける適格クライテリアは、本レポートの評価フェーズ I で記載の通りである。JCR はプロジェクトの選定基準が適切であると評価している。

3. プロセス

プロセスにかかる本フレームワーク

【プロジェクトの選定基準・プロセス】

プロジェクトの選定にあたっては、「三重県地球温暖化対策総合計画」において示された事業をもとに、総務部及び環境生活部が各部局に調査を行い、環境面での便益を定量的に捕捉することが可能であるか等、適格性の検討を行うことにより選定し、総務部が決定します。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

本フレームワークにおける適格プロジェクトは、総務部及び環境生活部が抽出し、各部局との協議を経て選定の後、総務部が決定する。

プロジェクトのグリーン性については、各部局によって判断され、定量的なインパクトが把握される。

JCR は本フレームワークで定めるプロジェクトの選定プロセスについて、総務部、関係部局が適切に関与していると評価している。また、グリーンボンドに関する目標、基準、プロセスについては、本フレームワークをウェブサイトに公表することによって投資家に説明されることが予定されている。したがって、透明性も担保されていると評価している。

II. 調達資金の管理

【評価の視点】

調達資金の管理方法は、資金調達者によって多種多様であることが通常想定される。本評価対象に基づき調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

また、本評価対象により調達した資金が、早期にグリーンプロジェクトに充当される予定となっているか否か、加えて未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRでは、三重県の資金管理体制が適切に構築されており、調達資金の管理方法については本評価レポートにおいて開示されるほか、ウェブサイトにてフレームワークを開示することから、透明性が高いと評価している。

資金管理にかかる本フレームワーク

【調達資金の管理】

(1) 調達資金の紐づけと追跡管理

地方自治法第 208 条に基づく会計年度独立の原則に基づき、地方公共団体における各会計年度における歳出には、その年度の歳入（地方債により調達された資金を含む）が充てられます。また、個別プロジェクトの充当状況については、総務部財政課と各部局予算決算担当課が連携して、充当状況の把握を行い、発行超過等が起こらないよう、適切に管理します。

こうしたことにより、みえグリーンボンドの発行により調達された資金は、当該会計年度中に適格対象プロジェクトに充当されます。

会計年度の終了時には、適格対象プロジェクトを含む三重県の全ての歳入と歳出について執行結果と決算関係書類が作成され、県の監査委員による監査を受けます。その後、決算関係書類は監査委員の意見を付して県議会に提出され、承認されることとなります。

(2) 調達資金の追跡方法に係る内部統制

みみえグリーンボンドの適格対象プロジェクトへの資金充当については、三重県の会計制度に基づき歳入予算の経理区分で分類するとともに、帳簿上で資金使途と支出額を明示します。

(3) 未充当資金の管理

未充当資金が発生した場合には充当されるまで、三重県資金運用方針に基づき、現金または安全性の高い金融資産で運用します。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

グリーンボンドによる調達資金は、適格クライテリアを満たすプロジェクトにグリーンボンドを発行した年度中に充当される予定である。期中の資金管理方法については、起債を所管する総務部担当者と事業執行を所管する各部局の予算担当者間で、充当事業の把握や発行超過が発生しないよう、繁忙期は週に1回の確認・調整を行っている。支出の決裁フローとしては、三重県事務委任決裁及び委任規則に基づき、副部長決裁を経て支出を行っている。追跡管理の方法は支出時の決裁資料を確認することで管理可能となっている。個別のプロジェクトに充当されるまでの間、調達資金は現金又は現金同等物の安全性の高い手段で管理されることとなっている。

調達資金の追跡管理については、副部長及び課長の定期的な承認及び県の監査委員による監査を受けることとなっているほか、決算関係書類は県議会に提出され、認定される必要があることから、適切な統制が働いている。資金に関する帳簿については30年保存することとなっている。

以上より、JCR では、三重県の資金管理体制が適切に構築されており、調達資金の管理方法については本評価レポート及び本フレームワークにおいて開示されることから、透明性が高いと評価している。

III. レポーティング

【評価の視点】

本項では、本評価対象に基づく資金調達前後での投資家等への開示体制が、詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを評価する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRでは、三重県のレポーティングについて、資金の充当状況及び環境改善効果の両方について、投資家等に対して適切に開示される計画であると評価している。

レポーティングにかかる本フレームワーク

【レポーティング】

(1) 資金の充当状況に関する開示

資金を充当したプロジェクト名及び充当金額を、三重県のウェブサイト上で、起債した年度の翌年度に開示します。なお、充当状況について、当初想定から大きな状況の変化が生じた場合は、速やかに開示します。

(2) インパクトレポーティングの開示

資金を充当したプロジェクトの実施により得られた環境改善効果等を盛り込んだインパクトレポーティングについて、三重県のウェブサイト上で、起債した年度の翌年度に開示します。なお、各プロジェクトについて、当初想定から大きな状況の変化が生じた場合は、速やかに開示します。

(3) インパクトレポーティングにおける KPI

環境改善効果を測る KPI としてインパクトレポーティングに盛り込むことを予定しているインパクト指数は、表のとおりです。

<インパクトレポーティング>

グリーン適格プロジェクト分類	対象プロジェクト例	インパクト指数
クリーンな輸送	電動車の導入 電気自動車充電設備等の整備	導入件数 CO ₂ 排出削減量 整備実績
再生可能エネルギー	太陽光発電設備等の整備	導入件数 発電量 CO ₂ 排出削減量

グリーンビルディング	県有施設の新築、改修 以下のいずれかの認証を取得（予定を含む）する施設・設備整備 ZEB/Nearly ZEB/ZEB Ready/ZEB Oriented	整備実績 エネルギー削減量 CO ₂ 排出削減量 認証取得状況
エネルギー効率	県有施設・設備の新築・更新・改修（照明のLED化、空調設備の更新、高断熱化等）	整備実績 エネルギー削減量 CO ₂ 排出削減量
	信号機、道路照明灯の新設・改修（照明のLED化等）	整備実績 エネルギー削減量 CO ₂ 排出削減量
自然資源及び土地利用の持続可能な管理 生物多様性の保全 汚染の防止と管理 気候変動への適応	沿岸浅海域における藻場造成	藻場造成面積 CO ₂ 吸収量 窒素吸収量
自然資源及び土地利用の持続可能な管理	森林整備（林道の整備等）	森林整備実績 林道整備の距離
	森林・林業を担う人材育成のための環境整備	森林・林業を担う林業人材育成人数
	環境保全型農業の推進（有機農業の推進等）	環境保全型農業面積
自然資源及び土地利用の持続可能な管理 エネルギー効率	県産材による建築物の木造・木質化	整備実績
気候変動への適応	農林水産分野への対応	整備された施設・機器整備件数 品種開発数 農産物生産技術開発研究数 種苗生産が継続的になって水産動植物の種類数 等
	水害対策	実施したプロジェクトの箇所名・個所数等 洪水被害を回避できる地域・家屋数等
	高潮・高波対策	実施したプロジェクトの箇所名・個所数等 整備延長距離・防護面積・防護人口の増加量等
	土砂災害対策	実施したプロジェクトの箇所名・個所数等 土砂災害保全戸数
	農地防災対策	実施したプロジェクトの箇所名・個所数等
	道路交通対策	実施したプロジェクトの箇所名・個所数等
	情報収集・伝達対策	実施したプロジェクトの箇所名・個所数等

【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では、上記レポートニングについて、資金の充当状況及び環境改善効果の両方について、投資家等に対して適切に開示される計画であると評価している。

資金の充当状況に係るレポートニング

三重県は、グリーンボンドにより調達した資金の充当状況について、本フレームワークに定める内容を起債した年度の翌年度にウェブサイト上で開示する予定である。また、調達資金の全額が充当された後に大きな資金状況の変化が生じた場合は、適時に開示することを予定している。

環境改善効果に係るレポートニング

三重県は、グリーン適格事業の環境改善効果に関するレポートニングとして、本フレームワークに定める内容を起債した年度の翌年度にウェブサイト上で開示する予定である。これらの開示項目には、定量的かつ成果指標が含まれており、インパクト把握しやすい開示項目となっている。

以上より、JCR では、三重県によるレポートニング体制が適切であると評価している。

IV. 組織のサステナビリティへの取り組み

【評価の視点】

本項では、資金調達者の経営陣がサステナビリティに関する問題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、サステナビリティに関する分野を専門的に扱う部署の設置又は外部機関との連携によって、サステナブルファイナンス実行方針・プロセス、グリーンプロジェクトの選定基準などが明確に位置づけられているか、等を評価する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRでは、三重県がサステナビリティに関する問題を県政の重要課題と位置付け、外部の専門家の知見を取り入れてサステナビリティに関する取り組みを推進していると評価している。

三重県は、令和2（2020）年に策定された環境基本計画において、令和12（2030）年度を目標年度とし、目指すべき姿としては、脱炭素社会を見据えた「Ⅰ 低炭素社会」、「Ⅱ 循環型社会」、「Ⅲ 自然共生社会」、「Ⅳ 生活環境保全が確保された社会」の構築を目標として掲げている。これらの目標達成のための施策を通じ、同県では環境、経済、社会の統合的向上が図られた持続可能な社会の実現を目指している。

平成28（2016）年から令和12（2030）年までを対象期間とした「三重県新エネルギービジョン改定版（令和5年3月）」では、長期目標：令和12（2030）年度までに、一般家庭で消費されるエネルギーの約104.6万世帯に相当する「新エネルギー」を県内に導入すること、また、中期目標：令和8（2026）年度までに、一般家庭で消費されるエネルギーの約94.0万世帯に相当する「新エネルギー」を県内に導入することを掲げている。

令和元（2019）年12月には、「ミッションゼロ2050 みえ～脱炭素社会の実現を目指して～」を宣言、行政・教育・企業など16団体が共同で推進チームを結成し、取り組みを進めている。令和2（2020）年3月には、三重県環境基本計画の改定も2年前倒しで行った。新たな計画では、SDGsの考え方をふまえ、環境、経済、社会の統合的向上が図られた持続可能な社会「スマート（SMART）社会みえ」を、県民、事業者、環境保全に関わる団体、市町の人々との連携・協創により実現することを目指している。

さらに、気候変動への取り組みを一層加速化するため、令和5（2023）年3月には「三重県地球温暖化対策総合計画」を改定し、2030年度における三重県の温室効果ガス排出量について、排出削減・吸収量の確保により、2013年度比で47%削減を目標として掲げた。

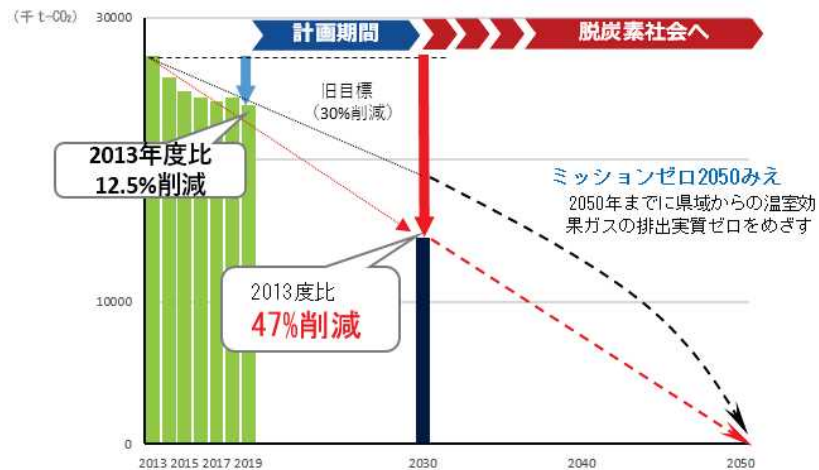


図 9：三重県地球温暖化対策に示された温室効果ガス削減目標と経路

三重県では、この野心的な目標を達成し、2050年ミッションゼロ2050みえを達成するためには、県民、事業者、行政等がそれぞれの役割を果たしつつ、各主体が連携して気候変動対策を推進していく必要があるとしており、各主体の役割を地球温暖化対策総合計画に定めている。

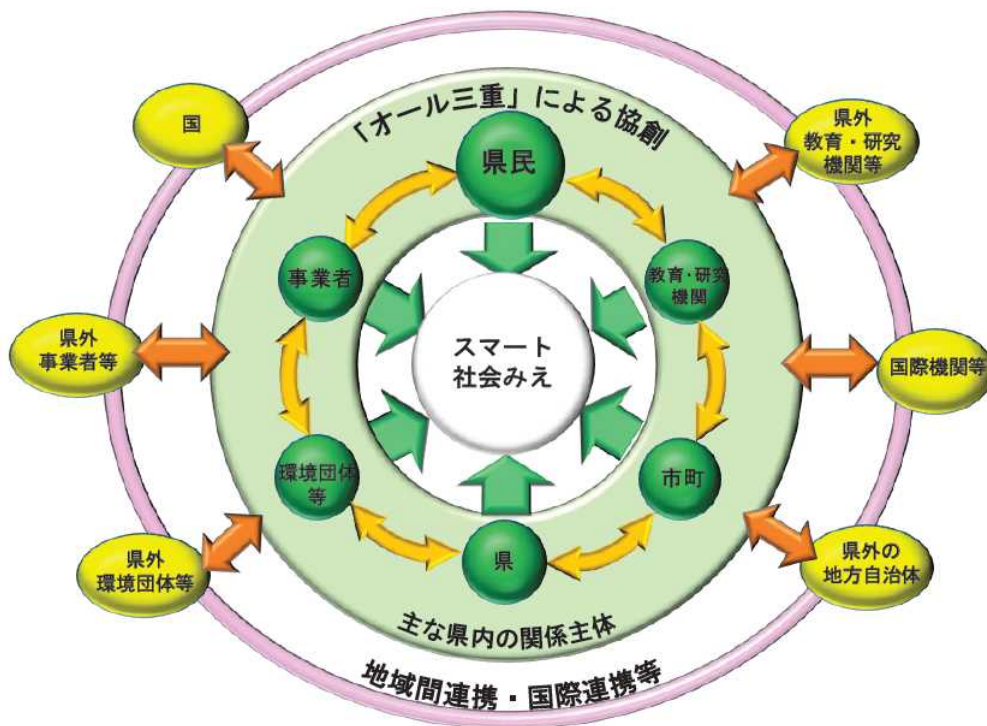


図 10：三重県環境基本計画における計画の推進イメージ

また、三重県では、令和2年に設置した「三重県脱炭素社会推進本部」において、庁内の組織間で幅広く情報を共有するとともに、関係部署と連携・調整を図ることで、全庁的に計画を推進する体制を構築している。進行管理については「三重県地球温暖化対策総合計画推進委員会」を設置し、毎年度の温室効果ガスの排出状況や計画の進捗状況等を評価し、必要な対策の追加・拡充又は見直しを行い、継続的な改善を図っている。また、計画の進捗状況については三重県サステナビリティレポートや県のウェブサイトで定期的に公表するとともに、必要に応じて計画を見直すこととしている。

以上より、JCR では、三重県が環境に関する問題を県政の重要課題と位置付け、専門的な会議体を有して取り組みを行っており、県内に専門部署を設置しているほか、外部の専門家の知見を取り入れつつ環境に係る各種計画を策定・進行管理していることを確認した。これらの取り組みはいずれも先進的な取り組みであり、高く評価している。

評価フェーズ 3: 評価結果 (結論)

Green 1(F)

本フレームワークについて、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき「グリーン性評価 (資金使途)」を“g1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とした。この結果、「JCR グリーンボンド・フレームワーク評価」を“Green 1(F)”とした。本フレームワークは、「グリーンボンド原則」、及び「グリーンボンドガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

【JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン性評価	g1(F)	Green 1(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g2(F)	Green 2(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g3(F)	Green 3(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外
	g4(F)	Green 4(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外
	g5(F)	Green 5(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

(担当) 梶原 敦子・新井 真太郎

本評価に関する重要な説明

1. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、グリーンファイナンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券又は借入等の資金使途の具体的な環境改善効果及び管理・運営体制・透明性評価等を行うものではなく、当該フレームワークに基づく個別債券又は個別借入につきグリーンファイナンス評価を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、当該フレームワークに基づき実施された個別債券又は借入等が環境に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果について責任を負うものではありません。グリーンファイナンス・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果について、JCR は発行体及び/又は借入人（以下、発行体と借入人を総称して「資金調達者」という）、又は資金調達者の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。なお、投資法人等で資産がすべてグリーンプロジェクトに該当する場合に限り、グリーンエクイティについても評価対象に含むことがあります。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、又は閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、資金調達者及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、又はその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であると問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、又は当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であることを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンファイナンス評価は、評価の対象であるグリーンファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンファイナンス評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、又は撤回されることがあります。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部又は全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価：グリーンファイナンス・フレームワークに基づき調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は5段階で、上位のものから順に、Green 1(F)、Green 2(F)、Green 3(F)、Green 4(F)、Green 5(F)の評価記号を用いて表示されます。

■サステナビリティファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・環境省 グリーンファイナンス外部レビュー者登録
- ・ICMA（国際資本市場協会）に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・UNEP FI ポジティブ・インパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier（気候債イニシアティブ認定検証機関）

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会定める NRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル